

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度 観光地域ごとの過ごし方と宿を核とした宿泊誘客プロモーション業務

2 委託業務の目的

宿泊等の予約サイトと連携して、県内の観光地域ごとの魅力に応じた滞在中の過ごし方を提案するとともに、滞在中の満足度をさらに高めるための「デスティネーション宿」にフォーカスしたプロモーションを行うことで、宿泊地としての奈良の魅力・認知度向上、地域の活性化及び宿泊実績の向上に資することを目的とする。

なお、この仕様書において「デスティネーション宿」とは、その宿及び地域で過ごすこと自体が旅の目的となるような、特色ある食事や地域での体験型観光などを提供する宿泊施設を指すものとする。

3 委託金額

14,960,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

5 委託業務の内容

県内8地域（奈良、斑鳩、山の辺の道、飛鳥・藤原、吉野・天川、金剛・葛城、十津川、宇陀）を本業務における重点対象地域とし、地域ごとの魅力に応じた滞在中の過ごし方をフックとする宿泊誘客プロモーションを宿泊等の予約サイトと連携して行う。

（1） 宿泊等の予約サイトにおける特設ページの開設・運営

宿泊等の予約サイトにおいて国内ユーザーを対象とする特設ページを開設・運営し、予約サイトと紐付けて宿泊予約の獲得につなげる。

（留意事項）

- ① 特設ページにおいて、県内の観光地域ごとの魅力に応じた滞在中の過ごし方を提案するとともに、デスティネーション宿及び宿泊プランの情報発信を行うこと。
- ② それぞれの地域に応じた滞在中の過ごし方を提案するに当たり、ユーザーに対する訴求効果を高める観点から、県内8地域を複数組み合わせた観光エリアを設定することも可能とする。
- ③ ユーザーの宿泊予約を促すようなデザイン、県内8地域または観光エリアごとの魅力紹介、MAP等を用いたわかりやすいページ構成で制作すること。
- ④ 宿泊等の予約サイトについては、令和7年6月1日時点で、県内の宿泊施設が100以

上掲載されているサイトを選定すること。

- ⑤ 特設ページ等に掲載する宿泊施設数は全体で40以上とすること。なお、対象とする宿泊施設は、県と協議の上、選定すること。
- ⑥ 特設ページ等の運営について、業務期間中100日以上は行うこと。
- ⑦ 特設ページ等の公開後は、定期的（月1回以上）に特設ページの閲覧数及び造成した宿泊プランの予約件数・予約金額等の実績を把握し報告すること。
- ⑧ 企画提案にあたって、本業務における数値目標（インプレッション数、プレビュー数、クリック数、コンバージョン数等）を設定すること。ただし、プレビュー数については5万PV以上を最低目標とすること。

（２） 特設ページ等に掲載する宿泊プランの造成

県内の宿泊施設を対象に、「宿泊プラン」の造成に際し必要な宿泊施設の募集及び宿泊プランの造成支援を行い、特設ページ及び宿泊等の予約サイトに掲載する。

（留意事項）

- ① 上記（１）の業務で選定したすべての宿泊施設について、宿泊プランを造成または既存プランをブラッシュアップし、特設ページ等に掲載すること。
- ② 宿泊プランの造成等においては、「デスティネーション宿」として、宿及び地域での食や体験を中心とした宿泊プランのほか、県内における滞在時間の延長に資するプラン（連泊、アーリーチェックイン、レイトチェックアウト等）を含めて提案すること。
- ③ 宿泊プランの造成に当たっては、ターゲット層を明確にすること。
- ④ 上記（１）の業務で選定したすべての宿泊施設へ働きかけて、宿泊者への特典付きプランを設けるよう努めること。なお、特典に要する費用は本業務の委託料には含めず、各宿泊施設において負担すること。

（３） 特設ページに掲載する宿泊プランのキャンペーンの実施

宿泊予約につなげるため、上記（１）の業務で開設・運営する特設ページのユーザーを対象に、宿泊券の抽選等のキャンペーンを実施する。

（留意事項）

- ① キャンペーンの実施については、宿泊予約につながる効果的な手法を提案すること。なお、キャンペーンの内容及び期間設定については、県と協議の上、進めること。
- ② キャンペーンの実施に当たっては、各宿泊施設が提供できる商材を特設ページの利用者に提供するなど、上記（１）の業務で選定した宿泊施設が主体的に参画できる仕組みを提案すること。なお、宿泊施設が提供する商材に要する費用は本業務の委託料には含めず、各宿泊施設において負担すること。
- ③ キャンペーンのプラットフォームの構築、応募者のとりまとめ・抽選及び宿泊券等の発送に要する費用は、本業務の委託料に含むものとする。

- ④ 個人情報の取り扱いには十分留意すること。

(4) 特設ページへ誘導するためのプロモーションの実施

過去の宿泊予約等データからユーザーの傾向分析とターゲティングを行い、特設ページへの誘導及び宿泊予約の獲得につながる効果的なプロモーションを、SNS を活用して実施する。

(留意事項)

- ① プロモーションの実施については、上記(2)の業務で造成した宿泊プランのターゲット層に訴求する最適なサイトや媒体を提案すること。
- ② 特設ページへの誘導及び宿泊予約の獲得につながる効果的なプロモーションの手法を提案すること。なお、プロモーションの内容及び手法については、県と協議の上、進めること。
- ③ 上記①及び②を提案するに当たり、ターゲット層への訴求効果を高める観点から、プロモーションの一部を紙媒体に置き換えて実施することも可能とする。
- ④ 進捗過程において、実績（レビュー数等）が伴わないと県が判断した場合、県と協議の上、追加で広告宣伝・施策等を実施することとする。
- ⑤ プロモーションの実施により得られた宿泊予約等データからユーザーの傾向分析を行うとともに、それを踏まえた有効なプロモーション手法についての提案を行うこと。

6 成果物

委託業務完了時には、業務実施報告書を作成し、提出すること。なお、業務実施報告書には、以下の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容及び成果
- ・委託業務の実施により得られた成果物
- ・その他、委託業務の実施説明に必要と考えられる資料

※業務実施報告書は印刷物と併せて、電子媒体でも提出すること。

7 再委託の制限

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術判断等をいうものとする。
- (2) 受託者は、業務の達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先（順次、再委託する場合は、最終の委託先まで）、再委託業務の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。ただし、業務の主たる部分ではないもので、以下に示すもの及びこれに類するものについては、この限りではない。

- ① 翻訳、通訳、速記、反訳等の類
 - ② 印刷物のデザイン及び外注印刷の類
 - ③ 物品等の運送、保管の類
 - ④ パソコン、サーバー等のリース・レンタルの類
 - ⑤ 会議等開催の会議室、会場等の借上げの類
- (3) 前項の場合において、受託者は第三者の行為について委託者に対して全ての責任を負うものとする。

8 権利関係

- (1) 受託者は、委託業務により作成される成果物の著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条(複製権)、第 23 条(公衆送信権)、第 26 条の 2(譲渡権)、第 26 条の 3(貸与権)、第 27 条(翻訳権、翻案権等)及び第 28 条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を含む。)を全て県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第 20 条(同一性保持権)第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、委託業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の書面による事前の承認を得なければ、著作権法第 18 条(公表権)及び第 19 条(氏名表示権)を行使することができないものとする。
- (4) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

9 情報等の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務により知り得た情報などを他のものに漏洩してはならない。これは、委託業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 委託業務を行うために県から貸与された情報などを滅失、改ざん及び破損してはならない。

10 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

11 その他

- ・ 委託業務に関わる責任者及び担当者については、委託業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- ・ 業務の適切な管理・運営を行うための実施体制を構築すること。
- ・ 業務実施について、県と毎月 1 回以上のミーティングを行うこと。

- ・業務実施に係る費用、各種データの収集に要する費用及び各種調査に要する費用は、委託費に含む。
- ・業務実施に際して、経費の配分変更等が生じた場合、県と協議の上、決定すること。
- ・受託者は必要に応じて、委託者と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。なお、詳細は打合せによる。
- ・資料作成、情報発信等において、写真・映像・音楽著作権、肖像権等の他の知的財産権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこと。
- ・本仕様書に定める事項及び定める内容について変更の必要が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては委託業務に含まれるものとする。

別記

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。